

法律名	製造物責任法
施行年	平成 8 年
目的	この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係わる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている（第 1 条）
対象者	製造業者等（第 2 条 2 ）
規制対象事業規模	特ない
規制内容	<p>製造物とは、「製造又は加工された動産をいう」（第 2 条 1 ）の定義に示される通りで、大概のバイオマス製品は含まれる。ただし、電気、熱などの無体物は含まれない（ガス・酸素・水蒸気は有体物で製造物となる）。産業廃棄物は製造目的物でなく経済価値を持って流通するものでないから、製造物とされないが、一般廃棄物のうち中古品として流通するものについては製造物扱いされることがある。</p> <p>欠陥とは、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」（第 2 条 2 ）とされるが、詳細な定義はない。通常、欠陥は設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示・警告上の欠陥にわけて議論される。</p> <p>製造業者等とは「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」の他「当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示をした者」も含まれる（第 2 条 3 ）。つまり、実質的な製造業者だけでなく、OEM 生産させて自社ブランドで販売する者も責任を問われる。</p> <p>製造品の欠陥によりなんらかの侵害があれば損害を賠償しなければならない</p> <p>「製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第 3 項第 2 号若しくは 3 号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したもののが欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。」（第 3 条）と損害賠償責任がある。ただし、「その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない」。</p>

	<p>免責はある</p> <p>製造物を引き渡した時点の科学技術でその欠陥を予測できなかつた場合や、部品製造業者が製品製造業者から与えられた設計図等の指示にもとづいて製造し、かつ過失がない場合は免責される（第4条）</p> <p>また、期間の制限があり、被害者が損害を知ったときから3年以内、製造業者が製造物を引き渡したときから10年以内でないと、損害賠償請求権はなくなる（第5条）</p> <p><u>製造物の欠陥による損害賠償の責任は、民法の規定に もより（第6条）、いったん欠陥が発生するとコストは甚大になり がち。</u></p> <p>免責や期間制限はあるが、製品の品質の安全性については徹底した管理が必要である。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> この法律は、製造物の欠陥によって被害を受ける消費者の保護を目的としたもので、対象となる製造物の範囲は幅広く、ほとんどのバイオマス製品が該当する（電気、熱供給は適用外）。 なお、欠陥の証明は被害者が行わねばならないが、国の機関としては、国民生活センター、農林水産消費技術センターなどが原因究明を行っている。
資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、運営管理（品質管理）、販売
関連法	民法、国民生活センター法